

令和 5 年

第 1 回西原村臨時会会議録

令和 5 年 2 月 8 日

令和 5 年 2 月 8 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和5年第1回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
2月 8日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none">・開会・会期の決定・村長提案理由説明・議案審議 (議案第1号)	

提 出 議 案 等

(令和5年2月8日提出)

(村長提出議案)

議案第 1号 令和4年度西原村一般会計補正予算(第7号)について

目 次

第1号（2月8日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（議案第1号）	5
日程第 4 議案第 1号 令和4年度西原村一般会計補正予算 （第7号）について	6
閉 会	1 2
署 名	1 3

第 1 号 (2 月 8 日)

令和5年第1回西原村議会臨時会会議録

令和5年2月8日、令和5年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和5年2月8日（水曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長提案理由説明（議案第1号）

日程第 4 議案第 1号 令和4年度西原村一般会計補正予算（第7号）
について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
総務課長	林田浩之君
保健衛生課長	松下公夫君
産業課長	南利孝文君
教育課長	山田孝君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和5年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、中西義信君、7番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

令和5年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、今回の臨時会は、令和4年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてお願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,602万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、衛生費国庫補助金の284万円の増額補正でございます。歳出におきましては、財産管理費の300万円の増額補正、保健推進事業費の426万円は、国の政策であります出産・子育て応援交付金事業分の増額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会に提出しました議案1件につきまして、議員各位におかれ

ましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。本日は大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第1号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）おはようございます。

議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ533万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,602万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

上段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金284万円の増額補正でございます。出産・子育て応援交付金の増額でございます。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金113万9,000円の増額補正でございます。熊本県議会議員選挙事務委託金の増でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2財産管理費300万円の増額補正でございます。庁舎防犯カメラ設置工事の増でございます。款同じく項4選挙費、目9県議会議員選挙費113万9,000円の増額補正でございます。県議会議員選挙関係経費の増でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4保健推進事業費426万円の増額補正でございます。出産・子育て応援交付金関係経費の増でございます。

8ページをお願いします。

款9教育費、項5保健体育費、目3運動公園管理運営費128万7,000円の増額補正でございます。総合体育館台風被害復旧工事の増でございます。あと、予備費を510万3,000円の減額補正を行っております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

先ほど委員会で全て聞いたつもりでしたが、ちょっと疑問が生じましたんで質問します。

一般管理費の消耗品でボイスレコーダーを購入するということでございますが、この使い方はどういうふうな使い方をされるのか。

常にこっそり、来られたら盗聴みたいに勝手に録音するのか。先ほど委員会で桂議員が言われましたが、お宅がそうおっしゃるのであれば、これは私がよく言っておった、裁判までいきますねということであれば証拠を残したいと思いますので、これからの会話は録音させていただきますと言って、本人の前でパチッとスイッチを入れるのか。そのあたりはどういった使い方をしたいと思っておられますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えします。

今、堀田議員が言われましたとおり、基本的には断りを入れて対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）といいますのが、黙って取って後で証拠の場に出した、これは盗聴じゃないかと言われたら、逆に行政側が不利になりはせんかと。

それと、先ほどもう一点、これに対する条例、カメラの設置条例はないのかと。ほかの自治体は条例で対応しているから、条例をつくってそしからの予算計上ではないのかというふうな質問をしましたところ、もう既に要綱はできているということです。ただ、要綱の中には、じゃ、行政が全て正しい運用をしているかというのと、今みたいに知らずに取っていて盗聴ではないかといって不利になる。そういったときには行政側に対する罰則規定がなければ、私はいかんと思う。

ですから、この要綱を、他町、ほとんど大きい市はもう勉強している、やっぱりいろんな法関係の方と相談しているのだらうと思いますけれども、条例に格上げして、条例の中で罰則規定を入れて、自分たちもそれに怠ることをしてしまったら罪がありますと。

その一番例が、私も税務課におったときに、そういうボイスレコーダーもちゃんと使いましたが、中には本当の話をなかなかしたがるらない、なぜならば、周りの人が気になるとか、映像を撮られているとかというときに、地公法も守秘義務違反、罰則規定がありますよね。これを、地公法の漏らしちゃいかんことを漏らしたら1年以下の懲役または3万円以下の罰金だったかな、そういう、それは本当かうそかはちょっと記憶ですけれども。ましてや税務

課のときは秘密漏えいの罪といって、もっと、その税関係の罪を漏らしてしまうと10年以下の懲役または100万円以下の罰金と、そういうのが科せられています。ですから、信用して、私たちがあなたから聞いたことを漏えいしてしまうとそれが科せられていますので、そこは十分私たちも認識してお話を聞きます。この話が外に漏れることはございませんとすると、相手も安心して、実はですねという本当の話、本当の相談をされていました。

ですから、今回の防犯カメラの設置においても、やはり条例まで昇格して、その中に行政側がその使用目的を誤った場合は、わざと罰則規定、懲戒規定を入れたほうが住民の方は安心するのではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員からお話がありましたように、防犯カメラの設置については、やっぱり住民さんのプライベートを重視せねばならないというふうに思っています。職員の抑止と併せて、住民さんのプライベートなものは個室とかそういう、なるべく今以上に、内容が複雑というか、住民さんのこれは込み入った話かなという部分については、個室をなるべく職員に使うように指導して対応していくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）条例への昇格はいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）条例につきましても、今、ご指摘がありましたように、今後、条例設置に向けて検討させていただければというふうに、前向きに検討させていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

内容は7ページの児童福祉の52万円、先ほど伺いました保育園の改修の件なんですけれども、一番言いたいのは、我々が堀田委員長の下に勉強に行ってきた話では、喜んでいただけるし、いい予算だと思っておりますけれども、これが我々が行かなければ出なかったということ自体が、何か今まで拾い上げる体質が全くここにはなかったというほうを、ちょっと重点的に皆さん方は思うべきではないかと思っております。

やっぱり査定を、今、査定の時期とか言われていましたけれども、これまでに、しかも長年にわたってという話を伺いましたから。長年にわたってどこかで拾い上げるところは一か所もなかったのかと。片一方では、保育士さんも含めてなかなか人が足りないとか云々とか、どうにかしなければいけないとか言いながらも、片一方では、やっぱり健康を害するようなことをきちん

としてこなかったということを真摯に反省すべきだと思いますが、総務課長か村長か、どちらか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のおっしゃるとおりでございます。

これまで全く気づいていなかったというのが現状です。あと、私がこの前査定を受けまして、話を聞いていましたところ、需用費関係、自分で仕事で必要なやつを職員個人さんで購入して、仕事で使っていたということでした、その反省点を踏まえて、来年の当初予算で事務費は、もう基本的には自分で買ったやつは持って帰って、役場で買ったやつを使用するような習慣づけのお願いと併せて、施設関係も一応長寿命化ということで、全ての施設を点検して、点検するときに保育園の先生だったり給食の先生の話聞いて、長寿命化、補修設計等に進めていくなればということで計上させていただいております。

保育園に限らず、小・中学校とかもいろんな施設がございます。改善センターだったりそこら辺も含めて、これから、なるべく現場の声を聞けるような環境づくりをやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）ただ単に保育園ばかりじゃなくて、全庁舎内で、やっぱり小さなところを何でもかんでも広げて予算化しろということではないけれども、あまりにもこういうのが多々あるのではないかとあって、再度やっぱり精査は必要かと思えます。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員が言われるとおり、全ての職員から話を聞けるような環境づくりと、なるべく仕事しやすいような職場づくりを目指して、やっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

この防犯カメラについてですが、14台ということでは言われました。本当に14台も要るのかなというふうに疑問視しております。

なぜかといったら、住民の方にプレッシャーになるということも、やっぱり考えてもらいたいなということからすると、本当にどういう目的でこれをつけるのか、それが分かっておれば、要するに減らせると思うんです。やっぱり重要なところは、それはつけてもらってもいいんですが、何かカウンターのところは全部つけるというのはちょっと違うんじゃないかな。

だから、そこらあたりを村長、どういうふうに思っておられるのか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）基本的には必要最小限、自分もそういうことで指示をしているところですが。どうしても死角になったりとか、そういうところがあります。死角ができないような感じで広範囲で設置の計画をしているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）本来であれば、大体どういうところにつけるんだということで、私たちに、ここに出してもろうとけば、ここは要らんと違うかとか、そういうふうにしてこっちも言えるわけです。全く分からずに、14台。これ違うんじゃないかなと思います。

だから、税金を使って、これ、やるわけですから、本当に考えて、住民の人たちが納得できるようなやり方をやってもらいたい。つけるなどは言いません。だから、ここには必要だなというところにはそれは必要だと思いますけれども、やっぱりそこらあたり考えてつけてもらいたいなということで、つける場所をきちんと、やっぱり早く、議員さんたちにここら辺りにつけたらいいんだという案を出してもらいたいなと思います。いかがですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）そうですね。もう早め早めにやっぱり議員さんたちに相談するのが筋かというふうに思っております。

今回はできるだけ早く設置したいということで、こういう臨時議会で上げさせていただきました。これから予算を計上させていただいて設置するまで、再度もう一回議員さんと相談させていただいて、予算の範囲内で実現できればというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）総合体育館の公園管理運営費128万7,000円、これルーバーを替えられるわけでございますけれども、本来、これは32m、34mぐらい大抵飛ぶようにどこでも作ってあります。しかし、総合体育館は防災センターとして災害のときには皆さん避難されます。先ほど堀田議員が言いましたように、本人は当時おりましたということでございましたけれども、やはりこれはまた大災害を今から受けると思います。

これ、ルーバー自体が大体私は間違っていたんじゃないかなと思っております。本来なら、格子状態のアルミ関係の格子、強いのをやっておれば、こういう問題は起きなかったと思っておりますけれども、これをまだそのまま補修するといえ、また大災害のときは必ず飛びます。

今後、長い目で見直しを検討させていただいて、いかに飛ばないのがいいかと。本来なら、なくても大体よかったじゃないかと思うぐらいですけれども。これは周りに大きな損害を与えます。車で避難される方が多分多いと思いますので、車に大きく傷が入るか、周りの家に飛んでいくか。うち辺のも、広

いところでいくつかございますけれども、いろんなトタンとかが結構飛んできました。車にも相当傷が入りましたけれども、やはりこういうのが、これは物すごく舞いますのでどこまで飛ぶか分かりません。

こういうのを今後見直しをされて、本当にこれで大丈夫なのか、それはもう、我々専門家から見ればこれ危ない、これは外したらいいと思うんですけども、教育委員会のほうでもそういうのも今回打合せしながら進めていただくなればと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）西口議員のご質問にお答えします。

ご助言ありがとうございます。今回、災害被害の復旧工事ということで、同等のものじゃないと保険が出ないということがまず一つございます。

それともう一つ、今回、復旧をするときに補強材のほうを付け加えていただきたいというような指示をしております。そうすると、通常の風速の1.5倍まで耐えるというようなデータにはなっております。

それともう一つ心配されておりました飛散、飛び散るという部分につきましては、屋上から下には降りないような形で、何か対策が取れないかということ、今、業者とも相談をしているというような状況でございます。飛ばないというような状況をつくりながら、避難所になったときに安全が確保できるということも、念頭に入れて対応したいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）対応を早くしていただくということは本当にありがたいことでございます。今後、風水災害はだんだん増えるばかりだと思っておりますので、避難された方々が安心して避難できるような、そういう環境をつくっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。終わりです。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第7号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、これをもって令和5年第1回西原村議会臨時会を閉会します。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

6 番議員 中 西 義 信

7 番議員 西 口 義 充